

(別紙)

規格基準案 (下線部分が改正に係る箇所)

食品、添加物等の規格基準 (昭和 34 年厚生省告示第 370 号)

### 第3 器具及び容器包装

#### C 試薬・試液等

##### 4 標準溶液、標準原液

カドミウム標準原液 金属カドミウム 100mg を量り、10%硝酸 50ml に溶かして水浴上で蒸発乾固し、残留物に 0.1mol/l 硝酸を加えて 100ml とする。本液 1ml はカドミウム 1mg を含む。

カドミウム標準溶液 カドミウム標準原液 1ml を採り、試験溶液と同じ溶媒を加えて 200ml とする。ただし、試験溶液が水の場合には硝酸を 5 滴加える。本液 1ml はカドミウム 5 $\mu$ g を含む。

(削除)

鉛標準原液 硝酸鉛(II) 159.8mg を 10%硝酸 10ml に溶かし、水を加えて 100ml とする。本液 1ml は鉛 1mg を含む。

鉛標準溶液 鉛標準原液 1ml を採り、試験溶液と同じ溶媒を用いて 200ml とする。ただし、試験溶液が水の場合には硝酸を 5 滴加える。本液 1ml は鉛 5 $\mu$ g を含む。

#### D 器具若しくは容器包装又はこれらの原材料の材質別規格

##### 1 ガラス製、陶磁器製又はホウロウ引きの器具又は容器包装

ガラス製、陶磁器製又はホウロウ引きの器具又は容器包装は、次の試験法による試験に適合しなければならない。

(1) 液体を満たしたときにその深さが 2.5cm 以上である試料 (ただし、ホウロウ引きのものであつて容量が 3L 以上のものを除く。)

###### 1. 試験溶液の調製

試料を水でよく洗った後、4%酢酸を満たして、常温で暗所に 24 時間放置する。この液をビーカーに移し試験溶液とする。

###### 2. 溶出試験

###### a カドミウム及び鉛

###### ① 検量線の作成

カドミウム標準溶液及び鉛標準溶液を 4%酢酸で適宜希釈し、原子吸光度法又は誘導結合プラズマ発光強度測定法により測定し、カドミウム及び鉛それぞれの検量線を作成する。

###### ② 定量法

試験溶液について、原子吸光度法又は誘導結合プラズマ発光強度測定法により、カドミウム及び鉛の溶出量 ( $\mu$ g/ml) を求めるとき、その量は、次の表の第 1 欄に掲げる器具又は容器包装において、カドミウム

については第2欄の量以下、鉛については第3欄の量以下でなければならない。

第1欄			第2欄	第3欄
ガラス製の器具又は容器包装	加熱調理用器具以外のもの	容量 600ml未満	$0.5 \mu\text{g/ml}$	$1.5 \mu\text{g/ml}$
		容量 600 ml以上 3 L未満	$0.25 \mu\text{g/ml}$	$0.75 \mu\text{g/ml}$
		容量 3 L 以上	$0.25 \mu\text{g/ml}$	$0.5 \mu\text{g/ml}$
	加熱調理用器具		$0.05 \mu\text{g/ml}$	$0.5 \mu\text{g/ml}$
陶磁器製の器具又は容器包装	加熱調理用器具以外のもの	容量 1.1L未満	$0.5 \mu\text{g/ml}$	$2 \mu\text{g/ml}$
		容量 1.1L以上 3 L未満	$0.25 \mu\text{g/ml}$	$1 \mu\text{g/ml}$
		容量 3 L 以上	$0.25 \mu\text{g/ml}$	$0.5 \mu\text{g/ml}$
	加熱調理用器具		$0.05 \mu\text{g/ml}$	$0.5 \mu\text{g/ml}$
ホウロウ引きの器具又は容器包装	加熱調理用器具以外のものであって容量が 3L未満のもの		$0.07 \mu\text{g/ml}$	$0.8 \mu\text{g/ml}$
	加熱調理用器具であって容量 3L未満のもの		$0.07 \mu\text{g/ml}$	$0.4 \mu\text{g/ml}$

- (2) 液体を満たすことのできない試料若しくは液体を満たしたときにその深さが 2.5cm未満である試料又はホウロウ引きのものであって容量が 3L以上の試料

1. 試験溶液の調製

試料を水でよく洗った後、4%酢酸を浸漬用液として、常温で暗所に 24 時間放置する。ただし、ホウロウ引きのものであって容量が 3L以上のものについては、試験片を作成してこれを試料とする。

2. 溶出試験

a カドミウム及び鉛

① 検量線の作成

カドミウム標準溶液及び鉛標準溶液を 4%酢酸で適宜希釈し、原子吸光度法又は誘導結合プラズマ発光強度測定法により測定し、カドミウム及び鉛それぞれの検量線を作成する。

② 定量法

試験溶液について、原子吸光光度法又は誘導結合プラズマ発光強度測定法により、カドミウム及び鉛の濃度  $C$  ( $\mu\text{g/ml}$ ) を求める。試料の表面積を  $S$  ( $\text{cm}^2$ )、浸出用液の全量を  $V$  ( $\text{ml}$ ) とし、次式によりそれぞれの単位面積あたりの溶出量を求めるとき、その量は、次の表の第1欄に掲げる器具又は容器包装において、カドミウムについては第2欄の量以下、鉛については第3欄の量以下でなければならない。

$$\text{単位面積あたりの溶出量 } (\mu\text{g}/\text{cm}^2) = (C \times V) / S$$

第1欄		第2欄	第3欄
ガラス製の器具又は容器包装		$0.7 \mu\text{g}/\text{cm}^2$	$8 \mu\text{g}/\text{cm}^2$
陶磁器製の器具又は容器包装		$0.7 \mu\text{g}/\text{cm}^2$	$8 \mu\text{g}/\text{cm}^2$
ホウロウ引きの器具又は容器包装	液体を満たしたときにその深さが2.5cm以上のものであつて容量3L以上のもの	$0.5 \mu\text{g}/\text{cm}^2$	$1 \mu\text{g}/\text{cm}^2$
ホウロウ引きの器具又は容器包装	液体を満たすことのできないもの又は液体を満たしたときにその深さが2.5cm未満であるもの	加熱調理用器具以外のもの	$0.7 \mu\text{g}/\text{cm}^2$
		加熱調理用器具	$0.5 \mu\text{g}/\text{cm}^2$
			$1 \mu\text{g}/\text{cm}^2$